（前頁からつづく）

致しますが、これを要するに町村合併促進法は小規模町村が相互間の合併又は他町村への編入によつて町村の規模を適正化することを積極的に促進して町村の組織や運営を合理的且つ能率的にし、住民の福祉を増進し、地方自治本来の精神を実現せしめようとするものであるが、これが合併に際しては飽くまで住民の自重的総意により合併が行われるよう留意し、苟も強制合併の印象を与えることないようにしなければならないのであります。

町村合併の利点としては

一、財政力が強大となつて財政運営の弾力性が増大する。

二、財政規模が拡大するにつれ役場費議会費等のいわゆる消費的経費に対して事業費等の投資的経費の占める割合が著しく大となる。

三、施設の統合整備によつて資金を効率的に使用することができ、又事業の集中的実施が可能となり相当程度の事業が独自の力で行い得る。

四、町村の役場員について広い範囲から人材を求め、職員組織も合理化される。

五、各種協同組合等の公共的団体の統合を行い、これ等団体の事務事業の運営が合理化される。

尚難点としては

町村合併に対する自治庁の構想としては、町村役場は部落の位置、道路網等の事情、他の官公署との関係を考慮して位置を定め役場庁舎の新築は確実な財源の見透しがつくまで見合せ、地域が広く交通が不便である等の特別事情で住民の日常生活に著しい不便をもたらすような場合の為なるべく役場の支所等は設けないようにと云うているが、この役場の位置を定めると云うことが大低の場合先づ難関となるのである。どの関係町村でも自村特に不便な位置でない限り自町村に新しい役場を設けたいと考えることは人情であり、又住民生活に著しい不便がない限り役場の支所を設けないようにと云うている「この著しい不便」という線をどこで引くか、町村合併が行われた場合、区域は三倍になり四倍になり、どうしても広くなる。又町村への郷愁もあつて支所はどうしても置きたがることになると思いますが、今日交通機械力、或は電信電話が急激に発達しているが、斯かる惰勢のもとにおいて国家再建の基盤である現在の町村はあまりにも規模が小さすぎる様に思われる。行政財政が非常に微弱であるということが施設という施設に対する施設というようなことは非常に遅れているのであつて、当然われわれのなさなければならない消防の設備、道路の整備、蔬菜振興、その他衛生教育の振興に関する施設や或は社会福祉事業に対するわれわれの推進或は又文化方面に対する施設というようなことは非常に遅れているのであつて、当然われわれのなさなければならない消防の設備、道路の整備、蔬菜振興、その他衛生教育の振興に関する施設や或は社会福祉事業に対するわれわれの推進

町営住宅の建設

木造住宅は既に入居終る!!
耐火住宅近く完成!!

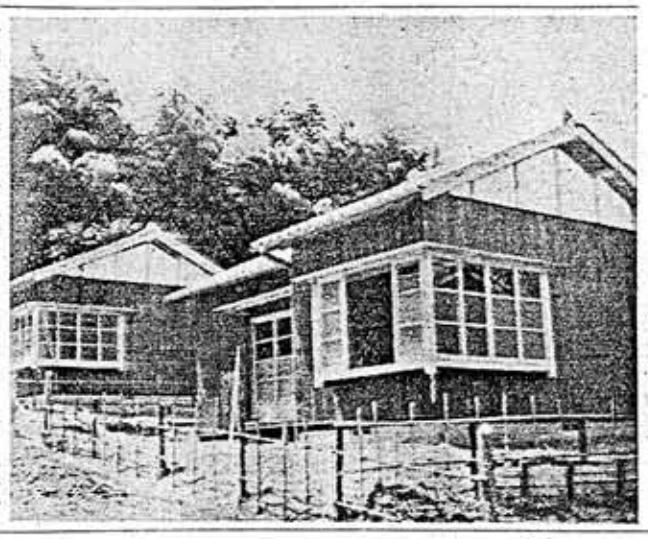

終戦後満九年を迎えましたが住宅問題はいぜん深刻なものがあります。国におきましては、これが住宅対策として公営住宅建設計画がたてられ、既に全国においては相当数の公営住宅が建設されましたがいまだ住宅需要を解決するにはほど遠い現状であります。本町におきましては、さきに本紙でお知らせしました通り、公営住宅三ヶ年計画に基く住宅割当を受けまして木造瓦葺平家一戸建住宅十五戸を帝戸小字南垣内五十七番地に、特種耐火構造連続住宅（一名テラスハウス）を上植野小字北小路四十一番地に建設することを町議会で議決し、本年五月それぞれ着工いたしました。

既に木造住宅は安井建工務店の手により、去る八月末総工費六百十三万二千三百円で見事完成しました。この住宅団地はハリヨ池の東にあたる高台地に、東西に五戸棟ずつ北西に三列配置よく並び、東は伏見一帯が一望に見渡され、砂じんを避けた極くかん静な場所で住宅環境としては誠に申し分ない最適地であります。

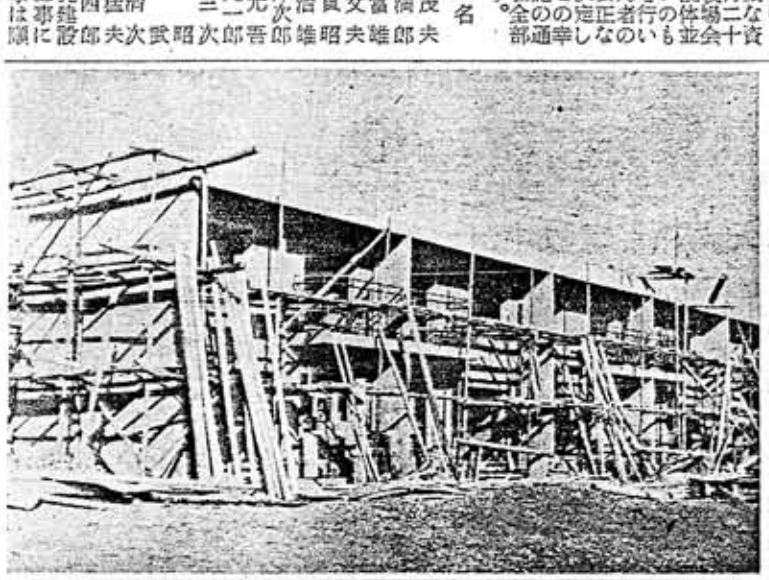

八月九日から、十四日までの六日間住宅入居の申込みを受けましたところ、辞退者二名を除き六十八名の申込みがありました。早速選考委員会を開き、公営住宅法なり、町条例に基き資産なり資格審査を行い、八月二十八日午後三時より役場会議室において慎重なる審議記者立合いの上厳正なる抽せんを行いました。更に当せん者の実態調査を行つて公正なる入居者を決定したのであります。この幸運な十五世帯は左記の通りでありまして現在全部入居されて居ります。

当選番号	住宅番号	氏名
八	一号	小森茂夫
五	二号	與谷満郎
九	三号	杉山文雄
四	四号	前田富昭
一	五号	小林貞治
六	六号	赤松雄
二	七号	岡崎作次郎
六	八号	長谷川元吾
一	九号	上谷九一郎
三	十号	勝田三次
二	十一号	田中太
五	十二号	松村四郎
一	十三号	木猛
三	十四号	清次
一	十五号	松武

税務について

昭和二十九年度町民税（普通徴収分）同固定資産税の各二期まで、自転車荷車税の全期分は既に賦課済でその大半は納税済となつておりますが、未納の方は早急に完納下さるよう紙上を通じてお願い致します。

◎納税貯蓄組合について

昭和二十六年六月納税貯蓄組合法が制定されまして本町でも現在七つの組合が結成せられまして、町条例により完納組合に対しては納税額の百分の五に相当する金額を該組合に助成金として出しております。本町は納税者十名以上を以て組合を結成することができることゝなつておりますから、尚組合に対しては種々の特典がありますから極力この制度を利用せられる事をお勧め致します。尚詳細は税務課においてお聞き合せの上御申出下さい。

戸籍について

憲法に示す国民とは戸籍法の適要を受ける日本国民を云うのであり国民の基本的人権、国民の自由、権利を行使するには必ず戸籍を前提としていると思います。云いかえれば戸籍のない者は日本国民と云う事ができないのであります。右のような大切な仕事を預つているのは皆様の役場の戸籍係でありまして、出生・死亡・婚姻・離縁・認知・養子縁組・同棲等届出事項としては、出生・死亡・婚姻・離縁・認知・養子縁組・同棲等届出期日が法定されておりますが、出生・死亡届は届出期日が法定されておりますが、その他の件は法定期日がありませんが、なるべくその事件発生と同時に届出せられることをお勧め致します。例えば、婚姻の式を挙げても戸籍上の手続きを放置し、万一子供が出生した場合は夫婦間の子供として戸籍に記載できないようなことともありますから、特に御注意下さい。戸籍係は万全を期して皆様の将来につき御不幸のないよう尽したいと考えておりますから、御遠慮なく御相談に来て下さることをお待ちしております。

印鑑証明について

印鑑証明書を御使用になる場合は殆んどが利害関係の伴う場合が多いと思いますので、相互の間違いを未然に防ぐために本人以外の方には証明書の交付ができないことになつておりますから、万一今後御本人が出頭できない場合は、必ず委任状を代人に渡し御申し出下さるよう御願い申します。

恩給の受領手續について

一、恩給の支給を受けられる時は、恩給証書（又は裁定告知書）及び印章（請求時に用いた印章）持参の上、指定郵便局で毎年一月・四月・七月・十月の四期に前月分までを普通恩給、増加恩給・普通扶助料は六日以降、公務扶助料は十六日以降、遺族年金は三月・六月・九月の各月の十一日以降に支払せられます。初回受領の際及び偶数年の十月には戸籍抄本を郵便局に提出されなければなりません。

二、其の他左記の場合には速かに支給郵便局に届出せねばなりません。

イ　本籍又は現住所を変更したるとき。

ロ　妻が婚姻したる時又は遺族以外の養子となりたるとき。

ハ　子が婚姻したるとき又は遺族以外の者の養子となりたるとき。

ニ　子が養子である場合に於て離婚したるとき。

ホ　父母又は祖父母婚姻により其の氏を改めたるとき。

ヘ　死亡したとき、その他

共同募金運動について

今年も十月一日から八回目の共同募金が全国一斉に行われました。この運動は国民がたすけあいの精神で、共同してお互の明るい社会をつくつてゆく心と、金の続びついた精神運動であります。即ち身を寄せる所のない老人や幼児、生活苦にあえぐ未亡人や子供、身体の不自由な人々等、すべてこのような気の毒な落伍者を救う貴重な金で毎年十億から十二億を集められています。昨年の成績は、十三万五千余円で目標額の七割五分強でありました。集められた金の分配は新聞やラジオを通じて既に公表されました。昨年度分は九万五千円を本町社会福祉協議会に交付せられました。交付金の使途は要左記の通りであります。

幸い町民各位より多大の御寄附を頂き厚く御礼申上げます。成績は左表の通り目標額の九割でありました。

毎年皆様の御理解と御協力を頂き謹んで御礼申し上げます。

記

一、困窮者援助費　二三、〇〇〇
二、子供会、成人行事費　二五、〇〇〇
三、敬老会費　二五、〇〇〇
四、遺族、留守家族費　三二、〇〇〇

昭和二十九年度共同募金成績表

部落名	目標額	募金額	達成率	備考
物集女	一二、三二三	一二、〇九六	九八、二	本年度一世帯当り募金目標額九円二八銭
寺戸	八二、六一〇	五三、八八九	六五、二	
森本	一六、一五七	一六、三〇二	一〇〇、九	
鶏冠井	一七、二五二	一六、五四六	九五、九	
西向日	一九、五三四	一六、八〇四	八六、〇	
上植野	二四、四六四	一九、九五〇	八一、五	
向日	二三、四六〇	三八、六六〇	一六四、八	
役場職員	—	一、九七三	—	
計	一九五、八〇〇	一七六、二二〇	九〇、〇	

改選された私達の町の農業委員

農業委員会法の改正に伴い去る七月十六日選挙会の結果、無投票で新しい向日町の農業委員が選出されました。

向日町農業委員会

会長	狩野伊一
副会長	上田宗太郎
（選任）委員	奥山繁次郎
	鎌田仁太郎
	五十嵐梅吉
	五十嵐平造
（選任）	建口宇一郎
（選任）	稲本福一
（選任）	岡崎利一
	永井平一
	藤田藤吉
	黒田治郎吉
	中村重次郎
	安田達次郎
	杉原龍太郎
	清水伊之助
	岡崎信太郎
	清水荘介
	清水庄一郎

向日町の消防に新威力

第六部ガソリンポンプ購入

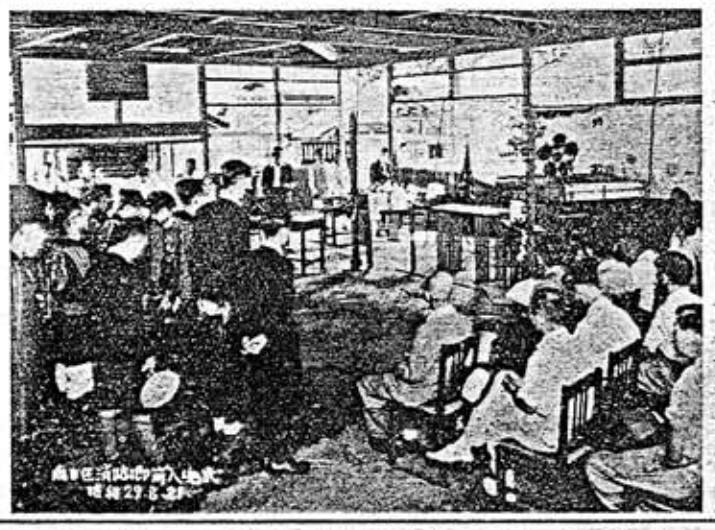

向日町消防団第六部（向日区）では従来の手挽ガソリンポンプが破損したので、殊に消防に熱心な団員の発意に区役員も賛同、去る八月大阪の森田ポンプ会社から一九五四年式性能放水量五五〇ガロン六気筒の最新式手挽動力ガソリンポンプを購入し八月二十一日向陽校庭で入魂式を挙げ向日町の消防に新威力を加えた。

（写真は第六部ポンプ入魂式）